

平成29年3月30日変更

定 款

ライオン株式会社

ライオン株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ライオン株式会社と称する。
英文では、Lion Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 歯磨、医薬品、医薬部外品および医療機器の製造販売
2. 石鹼、硬化油、脂肪酸、グリセリン、その他油脂工業品の製造販売
3. 合成洗剤、界面活性剤、その他石油系・油脂系合成品の製造販売
4. 化粧品、香粧品、衛生用品、日用雑貨および化粧用器具の製造販売
5. 食品、食用油脂および食品添加物の製造販売
6. 酸素、水素、化学薬品、工業用薬品および農業用薬剤の製造販売
7. 合成樹脂系製品、その他高分子化合物の製造販売
8. 各種化学機械・装置および器具の製造販売
9. 前各号の原料、製品、副産物の輸出入業務およびその代行
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、11億8,560万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増)

第 7 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。この請求があった場合において、当社が売り渡すこととなる数に相当する数の株式を有しないときは、当社はこの請求に応じないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増を請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所の変更は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これ

を取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取および買増、その他株式に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(株主総会の基準日)

第12条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とし、臨時株主総会の議決権の基準日は、取締役会の決議によってあらかじめ公告した日とする。

(株主総会の招集者および議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議事項)

第15条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある事項のほか、当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更、存続および廃止について定めることができる。

当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。

当社は、当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策に定める手続に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任にもとづく取締役会の決議により決定することができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、これを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する株主1名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主、法定代理人または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有

する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

当社は、取締役会の決議によって取締役または執行役員の中から会長1名、社長1名ならびにその他役員若干名を選定することができる。

取締役会の決議によって当社の業務を執行する取締役として選定された者は、当社の業務を執行することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって、これを行う。

当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(相談役および顧問)

第27条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって、これを行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任軽減)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任軽減)

第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、3,200万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第7章 執 行 役 員

(執行役員)

第44条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を選任することができる。

(執行役員の職務等)

第45条 執行役員は、取締役会の決議にもとづいて会社の業務を執行する。

取締役会および取締役は、執行役員の業務の執行を監督する。執行役員は、取締役会または取締役が必要と認めるときは、業務執行状況を取締役会に報告しなければならない。

(執行役員の任期)

第46条 執行役員の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

当社は、毎年12月31日または6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

当社は、会社法第459条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金等の除斥期間)

第49条 金銭による剰余金の配当および諸交付金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。

金銭による剰余金の配当および諸交付金には利息をつけない。

制定 大正7年9月3日

変更 昭和23年6月29日
昭和23年10月23日
昭和24年1月31日
昭和24年3月22日
昭和24年5月26日
昭和24年9月17日
昭和26年7月31日
昭和31年1月28日
昭和33年7月29日
昭和35年1月27日
昭和37年7月27日
昭和38年7月26日
昭和40年7月28日
昭和42年1月28日
昭和42年7月28日
昭和46年7月29日
昭和50年1月30日
昭和55年1月1日
昭和55年4月1日
昭和57年3月30日
平成2年3月29日
平成3年3月28日
平成6年3月30日
平成12年3月30日
平成14年3月28日
平成15年3月28日

平成 15 年 4 月 1 日
平成 16 年 3 月 30 日
平成 18 年 3 月 30 日
平成 18 年 5 月 1 日
平成 19 年 3 月 29 日
平成 20 年 3 月 28 日
平成 21 年 3 月 27 日
平成 28 年 12 月 27 日
平成 29 年 3 月 30 日